

陳 情 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	4 4 9 0	受 理 年 月 日	令 和 8 年 1 月 7 日
件 名	配偶者等からの暴力被害者等に係る支援措置の運用改善		
要 旨	<p>現在、運用されている配偶者等からの暴力被害者等に係る支援措置（以下、DV等支援措置という。）は、その制度設計上、申出者の供述のみを前提とした構造となっている。制度そのものの必要性は理解する一方、申出者の申告内容が事実であるかどうかを確認、検証する仕組みが機能しておらず、結果、本来は被害者保護のための措置である本制度が、離婚した夫婦における子供の連れ去りや親子断絶を目的とした常とう手段として機能しているという深刻な実態がある。</p> <p>夫婦が離婚する際、多くの場合は子供の健全な育成という観点を踏まえたうえで親権や監護者について双方の協議と同意のうえで取決めがなされ、その後の面会交流等が実施される。しかし、事前に通告なく片方の親が子供を連れて転居し、併せてDV等支援措置を申し出た場合は、措置の対象とされた別居親に対し措置決定について通知されることもなく、反論、弁明、資料提出の機会も与えられず、一切の交流手段を絶たれ、申出内容の事実確認や期限後の検証も行われず、いわば言った者勝ちになっているのが現状である。その結果、DV等支援措置が司法判断を経ることなく、行政判断のみで事実上の親子断絶措置として作用してしまっている。</p> <p>私の元配偶者は2019年末に子供を連れてたまたま家を出たきり戻ってこなくなり、現在まで6年間、ただの一度も愛娘と会えていない。親子関係の断絶を危惧し、元妻と娘が居住していると知らされていたマンションを訪れると空き家状態であった。</p> <p>その後、2025年8月、娘の所在を知るべく市の戸籍課に戸籍の附票を請求したところ、非開示との返答があった。家庭裁判所で進行中の面会交流調停において元妻は、同居中にDVはなかったと明言しており、2019年以降は調停に至るまで元妻と娘に会えていなかったことから、DV等支援措置が必要な案件など有りようがないにもかかわらず、DVからの保護が成り立ってしまうという全く意味をなさない破綻した制度となっている。</p> <p>ついては、京都市において、DV等支援措置の運用について、以下の見直しを強く願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 措置決定後であっても、措置対象者に対して事後的に通知を行い、反論や資料提出の機会を保障する事後通知・意見提出制度を導入すること。 2 措置の更新や継続に当たっては、単なる形式的更新ではなく、子供の福祉的視点及び法務的視点を含む第三者による検証を行う総合的な審査制度を創設すること。これにより、DV被害者保護という本来の趣旨を損なうことなく、同時に、虚偽、濫用による親子断絶を防止する制度的バランスを確保することが可能となる。 		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文教はぐくみ委員会		